

米産業活性化のための意見交換開催要領

第1 趣旨

米の生産から消費に至るビジネスに関わる事業者及びその団体が参集し、川上（生産者及び集荷団体）と川下（卸売業者及び実需者）とが互いに相手方のニーズとシーズを知り、需給トレンドを踏まえつつそれぞれの事業の発展を図り、ひいては米産業全体の活性化を実現させる契機となるよう、意見交換の場を設けるものとする。

第2 構成

- 1 意見交換は、別紙に掲げる委員が参加して行う。
- 2 意見交換は、必要に応じて、臨時委員の参加を求め、専門的な知見及び経験からの助言、説明及び意見の聴取を行うことができる。
- 3 意見交換には、現物市場の開設又は運営に関わる者として、別紙に掲げるオブザーバーの参加を認め、状況に応じて発言することができる。
- 4 委員及びオブザーバーは、自身の出席が困難な場合は、代理の者を出席させることができる。

第3 開催及び運営の方法

- 1 意見交換の場は、農林水産省が主宰する。
- 2 意見交換は、原則として公開とし、インターネットを通じて傍聴することを可能とする。

第4 事務局

意見交換に関する事務は、農林水産省 商品取引グループが行う。

第5 附則

第3の2の規定にかかわらず、令和5年第1回の意見交換は、非公開とする。なお、委員、臨時委員及びオブザーバーの了解を得た上で、開催後速やかに意見交換の概要を作成し、公開する。